



# 金 沢 市 公 報

号外第23号

平成30年(2018年)9月19日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 条 例		
○金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	1	○金沢市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (長寿福祉課) 2
○金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例の一部を改正する条例 (農業基盤整備課)	1	○金沢市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (介護保険課) 3

## 条 例

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月19日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第50号

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月19日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第51号

金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例(昭和58年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「(以下「特別徴収金」という。)」を削り、「賦課徴収する」を「徴収する」に改め、同条第2項中「規定に基づき徴収する」を削り、同条第3項中「特別徴収金」を「第1項及び第3項の特別徴収金」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項

の次に次の2項を加える。

- 3 本市は、法第87条の3第1項の規定により県が行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、法第91条の2第6項の規定に基づく特別徴収金を徴収することができる。
- 4 前項の特別徴収金の額は、当該機構関連事業に要する費用の額のうち法第91条第6項の規定により本市が負担する額に、当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月19日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第52号

金沢市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「第7項」の次に「、第8項」を加え、同条第6項中「以外の」の次に「養護老人ホーム、」を加え、同条第7項ただし書中「できる」を「でき、第1項第3号の主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上とする」に改め、同条第10項ただし書中「サテライト型養護老人ホーム」の次に「又は指定特定施設入居者生活介護（金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第239条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第227条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加え、同条第12項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

金沢市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月19日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第53号

金沢市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第33条第3項中「第15条の2の規定による人体から排出され」を「第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第4号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」に、「人体から排出され」を「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第4号に定める施設を除く。）における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に、「第15条の2の規定による検体検査」を「第15条の3第1項第2号の前条の施設（施設告示第4号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」に、「検体検査」を「施設告示第4号に定める施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に、「第15条の2の規定による医療機器」を「第15条の3第2項の規定による医療機器」に、「第15条の2の規定による第9条の7」を「第15条の3第2項の規定による第9条の8の2」に、「第15条の2の規定による医療」を「第15条の3第2項の規定による医療」に改める。

附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。

平成30年(2018年)9月19日 印刷  
平成30年(2018年)9月19日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄